

名古屋都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張東部衛生組合 ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書についての知事意見

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。
- (2) 事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。

2 大気質

事業実施想定区域周辺には住宅地等が存在しており、事業の実施に伴う排出ガスにより生活環境への影響が懸念される。

このため、生活環境に配慮した事業計画とするとともに、事業実施想定区域及びその周辺の大気質及び気象の状況を考慮し、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

3 動物、植物及び生態系

動物、植物及び生態系に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

4 景観

計画施設及び煙突の存在による景観への影響が懸念されるため、これらの形状等に配慮した事業計画とするとともに、十分な現地踏査を実施した上で、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

5 温室効果ガス等

発電効率の高い廃棄物発電設備の導入、焼却による廃熱の有効利用など、温室効果ガスの低減に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

6 その他

方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。